令和７年度分

半田市サロン活動等推進事業補助金
交付申請書作成の手引き

提出期限　**令和７年４月２３日（水）**　〈メール・郵送提出も可〉

提出書類　**①補助金交付申請書（様式第１号）**
②事業計画書
③収支予算書

１　目次

半田市サロン活動等推進事業補助金の概要　・・・・・・・・・・・・・・・P.2-3
①補助金交付申請書（様式第１号）の記入例　・・・・・・・・・・・・・・P.4
②事業計画書の記入例　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.5
③収支予算書の記入例　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.6
半田市サロン活動等推進事業補助金手続きの流れ　・・・・・・・・・・・P.7
サロン活動等推進事業補助金Ｑ＆Ａ　・・・・・・・・・・・・・・・・・P.8

２　市ホームページから申請書類等をダウンロードする場合

■ ホーム ＞ 健康･医療･福祉 ＞ 健康･健診 ＞ 健康づくり ＞ 高齢者の健康 ＞
令和７年度サロン活動等推進事業補助金の申請について
■ https://www.city.handa.lg.jp/kenko/kenko/1002313/1005515/1009568.html

※提出する前に、P.8「サロン活動等推進事業補助金Ｑ＆Ａ」をご覧いただき、不備がないか確認の上ご提出ください。

３　送付先・問い合わせ先

健康課健康長寿担当　石橋・山本
〒475-8666　半田市東洋町２丁目１番地
電　話　0569-84-0662
Eメール　kenkou@city.handa.lg.jp

令和７年度分

半田市サロン活動等
推進事業補助金の概要

■サロン活動など交流や孤立防止に関する事業とは・・・

（例）・サロン活動や地域ふれあい会など
- 地域の人たちが集まって、交流のために集う場
- 特定の趣味によらず高齢者が気軽に参加できる場
- 運営スタッフが在籍し、コミュニケーションを図りながら市民同士の親睦を深めることができる場
- 広く市民に開かれ、特定の市民に限定しないこと

■補助対象となる事業

（１）年間の利用高齢者数が**延べ２４０人以上**であること。

（２）１年のうち少なくとも**１０以上の月**にわたって事業を実施し、かつ、年間の**実施回数が２０回以上**であること。

（３）１回当たりの実施時間は１時間以上であること。

（４）市内において事業を実施すること。

■補助対象とならない事業

（１）営利活動、政治活動又は宗教活動又はこれに類似する事業

（２）構成員のみで活動するなど参加者が限定される事業

（３）介護予防活動を介さない娯楽的な活動を主の目的とする事業

（４）法令又は公序良俗に反する事業

（５）市の委託契約に基づき実施する事業

■補助金の種類と内容

種　類	補助内容	条件・補助限度額
運営費補助	活動の運営に必要な経費 【参考】「補助金 Q&A」（手引き P.8）	年間の**延べ利用高齢者数（市内在住６５歳以上）**が 240 人以上 720 人未満　年額 34,000 円（上限） 720 人以上 1,200 人未満　年額 46,000 円（上限） 1,200 人以上　年額 58,000 円（上限）
立ち上げ支援補助	活動を新たに開始するため必要な経費	活動開始の初年度のみ 年額 30,000 円（上限）
施設利用補助	半田市内の施設を利用する場合に必要な施設利用料	年額 36,000 円（上限）

■「運営費補助」に計上できる経費　【参考】「補助金 Q&A」（手引き P.10～ P.11）

対象経費	具体例
消耗品費	事務用品（ノート、ファイル、コピー用紙等）、書籍や教材費、消毒・除菌液など
食糧費	サロンでの交流に必要な市民に提供する飲料代など
光熱水費	会場や施設で使用する冷暖房代など
印刷製本費	資料などの印刷代
郵送料	補助申請書類などの郵送代
機器借上・リース料	機器や機材などの借り上げにかかる料金
備品購入費	機材、機器等の備品購入代
講師謝金	介護予防活動やレクリエーション、健康講座等に係る講師謝金（外部講師又は指導者資格を保有する講師に限る。）

◎補助対象ではないもの

人件費、大会の景品、会議に係る経費、運営者側の飲食代、事務所の維持管理経費等は、補助対象となりません。

☞補助金の対象となるかどうか判断に迷うものがありましたら、購入する前に半田市健康課までお問い合わせください。

■物品購入の方法について

補助物品を購入する際は、私物等とは一緒にせず購入するか、レシート・領収書を分けて購入してください。

令和７年度分
①補助金交付申請書（様式第１号）

様式第１号（第８条関係）

封筒に印字されている４桁の「5」から始まる No. をすべての書類に記入
※新規の団体は空欄

No.

半田市サロン活動等推進事業補助金交付申請書

ここは記入しないでください

半 田 市 長　様

代表者の情報を記入

（住所）　**半田市東洋町二丁目●番地**

（団体名）　**はんだげんきサロン**

（代表者名）　**半田　ごん吉**

（電話番号）　**0569－21－●●●●**

半田市サロン活動等推進事業補助金の交付を受けたいので、半田市サロン活動等推進事業補助金交付要綱第８条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1　事業名称　**はんだげんきサロン**

2　事業期間　令和 **7** 年 **4** 月 **1** 日　から　令和 **8** 年 **3** 月 **31** 日まで

3　交付申請額　　金 **70,000** 円

内訳　運営費補助　**34,000** 円

運営費補助　※手引き P.3 参照
年間の延べ参加者数（市内在住 65 歳以上）により上限額が変わります。

立ち上げ支援補助　**0** 円

立ち上げ支援補助
令和７年４月１日以降に、新たに団体を立ち上げ、事業開始する場合に申請できます。

施設利用補助　**36,000** 円

施設利用補助
半田市内の施設が対象です。

令和７年度分　②事業計画書

No.

事業計画書

実施団体名		**はんだげんきサロン**
代表者氏名		**半田　ごん吉**
連絡先		**〒475−0817** **半田市東洋町二丁目●番地** **TEL　（０５６９）２１−●●●●**
事業内容	開催日	**第１・３木曜日　９：００～１２：００**
	実施場所	**半田市東洋町二丁目１番地　　はんだ区民館**
	活動内容	**サロンでの交流会、各種レクリエーション**
	活動回数	年間　**２０**　回 年間 20 回以上の活動が必要です。
	年間の参加見込数	該当するものに〇を付けてください。 ２４０人以上・７２０人以上・１，２００人以上 市内在住の 65 歳以上の参加見込数です。
備考		

※上記の内容は、市民に公開されます。

【※注意：年度末の実績報告に向けて】

実績報告時には、半田市在住の 65 歳以上の参加者数について、月ごとの「延べ参加者数」と「実参加者数」をご報告いただきます。

団体での記録をお願いいたします。

令和７年度分　③収支予算書

No.

収支予算書

収入　　（単位：円）

科　目	金　額	内　訳	
半田市サロン活動等推進事業補助金	**70,000** 円	Ⅰ　運営費補助	**34,000** 円
		Ⅱ　立ち上げ支援補助	**0** 円
		Ⅲ　施設利用補助	**36,000** 円
計	**70,000** 円		

㊟Ⅰ，Ⅱ，Ⅲはそれぞれ上限額がありますので、上回らないよう留意してください。

支出　　（単位：円）

科　目	金　額	内　訳
Ⅰ　運営費補助	**34,000 円**	
（内訳）		
・消耗品費		
	1,000 円	**ペーパータオル**
	2,800 円	**教材音楽 CD**
・食糧費	**6,000 円**	**コーヒー粉**
	4,200 円	**お茶ペットボトル**
・光熱水費	**4,000 円**	**はんだ区民館　冷暖房代**
・印刷製本費、郵送料	**1,000 円**	**資料コピー代**
・機器借上料		
・備品購入費		
・講師謝金	**15,000 円**	**健康講座講師代**
Ⅱ　立ち上げ支援補助	**0 円**	
Ⅲ　施設利用補助		
・施設利用料	**36,000 円**	**はんだ区民館使用料**
計	**70,000 円**	

収入欄「Ⅰ　運営費補助」の金額を転記してください。

【支出（内訳）】
補助を受けたい物品及び金額を科目ごとに記入してください。

収入の合計と支出の合計を一致させてください。

※記入欄が不足するときは、別紙を添付してください。

令和７年度分

半田市サロン活動等推進事業補助金手続きの流れ

１　補助金交付申請

令和７年４月２３日(水)まで

＜提出書類＞
① 半田市サロン活動等推進事業補助金交付申請書（様式第１号）
② 事業計画書
③ 収支予算書

↓

２　半田市から補助金交付決定通知書（様式第２号）が届く　（５月中）

領収書(レシート)を大切に保存

※補助金の概算払い（前払い）を希望される場合事前に健康課までお申し出ください。

↓

３　半田市から半田市サロン活動等推進事業補助金実績報告作成の手引き及び実績報告様式が届く（２月中）

↓

４　実績報告の提出

令和８年４月３日(金)締切予定

＜提出書類＞
① 半田市サロン活動等推進事業補助金実績報告書（様式第７号）
② 事業実績書
③ 収支決算(見込)書
④ 補助金精算払請求書（様式第９号）
⑤ 領収書（レシート）の写し
⑥ 通帳の写し

↓

５　補助金額が確定し、半田市から補助金確定通知書（様式第８号）が届く。
令和８年５月中旬から下旬ごろ補助金入金

サロン活動等推進事業補助金Q＆A

R7.4　半田市　健康課

●運営費補助に関する質問				
1	消耗品	個人のパソコンで出席表などを作成・印刷した。 インク代や紙代は補助対象か。 また、パソコンの修理代は補助対象になるか。		【補助〇】運営のために使ったインク代や紙代は補助の対象です。 【補助×】個人所有のパソコン等の修理代は対象外です。
2	食糧費	食糧費は、具体的に何が認められるか。		【〇】調理実習（お菓子作りなど）の材料費 【〇】体操や屋外の活動における水分補給のための飲み物代 【〇】サロンで提供するお茶、茶葉、コーヒー（砂糖、フレッシュを含む）、ジュースなど**市民に提供するもの** ただし、次の場合は補助対象外となります。 【×】スタッフ等との会議や打ち合わせの飲食代 【×】領収書のないもの （例：自動販売機で購入したものなど）
3	光熱水費	公民館のエアコン使用料は領収書が出ないが、補助対象になるか。		補助の対象です。 領収書がない場合は、『エアコン使用記録表』（使用日、金額の分かるもの）を作成し、年度末の実績報告時に領収書の代わりとして提出してください。
4	印刷費	インク代や紙代は補助対象とのことだが、コンビニ等でコピーした場合、補助の対象になるか。		補助の対象です。 領収書がない場合は、『コピー代記録表』（使用日、金額、何をコピーしたか分かるもの）を作成し、年度末の実績報告時に領収書の代わりとして提出してください。
5	講師謝金	6年度から講師謝金が運営費補助に含まれたが、講師謝金としての上限額はあるか。		これまで講師謝金は1万円が上限でしたが、6年度以降は運営費補助に含みましたので、運営費の補助額まで講師謝金を計上できます。 講師謝金を使わない場合でも、上限額から差し引く必要はなく、その分を消耗品費などで利用いただけます。
6	講師謝金	講師謝金として計上できるものを具体的に教えてほしい。		介護予防、健康に関することや体力やレクリエーションの向上などに講師を招いた場合、謝礼を補助します。 半田市健康づくり連絡協議会のリーダーへの謝礼についても対象です。
7	対象外	補助対象外になるものを具体的に教えてほしい。		【×】人件費、大会の景品､親睦又は会議に係る経費 【×】事務所の維持管理費、備品類 【×】個人の持ち物になるもの 【×】商品券、図書券などの金券 【×】保険料 また、介護予防活動に直接的な効果のない費用も対象外です。 【×】除草剤、殺虫剤、コートブラシ等のグラウンド整備用品 【×】スタッフや運営側の会議で使用した施設利用料
●参加者数・実施回数に関する質問				
9	参加者数	団体の運営者（ボランティアなど）は、参加者数にカウントしてよいか。		運営者として活動することも介護予防につながるため、参加者数としてカウントすることができます。 （市内在住の65歳以上に限る。）
10	名簿	参加者名簿の提出の必要がない中で参加者数等を記録する必要はあるか。		活動した日付や参加者の生年月日、住所を団体内において記録していただき、参加者数をカウントする必要があります。

※補助の対象となるかどうか判断に迷うものがありましたら、事前に半田市健康課にお問い合わせください。